



平成会

濱崎

清志
議員

▼市章の使用について

Q 島原市の市章の使用について、市民のシンボルでもある市章は要綱を定めて使用させるべきだと考えるがどうか。

A 市章の使用は、使用申請があった際に、市長決裁で許可をしているのが現状である。市章は市のシンボルの存在でもあるので、使用許可については、適正な使用を図るためにも要綱等の整備が必要と考えている。

▼情報公開について

Q 教育委員会の会議録をホームページに掲載する考えはないか。また、公開していない理由は何か。

A 掲載内容等を検討し、公開に向けて準備したい。

Q 社会教育委員会の中で公民館の指定管理について話し合いがあったと聞いているが、どの程度進んでいるのか。

A 今後さらに調査研究を深め、今年度末までには研究結果をまとめていくという目標設定が確認されている。

Q 自治公民館の位置づけをどう考えているのか。

A 自治公民館は、社会教育法に公民館類似施設という位置づけになっているが、地域住民の学習・生活の関連施設の機能を持ち、人づくり、地域づくりの組織的な対応を図る拠点施設という認識を持っている。自治会活動と公民館活動の違いを念頭に置きながら取り組むことが大切である。

▼補助金について

Q 民間の委員会を設置し、事業内容、地域への貢献度、時代に合っているか等について審査する考えはないか。

A 事務事業評価や外部委員をもって設置している行政評価委員会において、運営費補助金のあり方などに対する提言等をいたしながら見直しを進めていきたい。

Q 自治会、町内会の公民館、集会所に補助金を出す考えはないか。

A 町内会・自治会運営費補助金は、合併協議会を踏まえ五年間の経過措置を経て、二十三年度以降、同一の算定基準に基づき交付するとした経過があり、今後も町内会・自治会連合会と十分協議していきたい。

【その他の質問項目】

◇市営住宅の浴槽について



日本共産党

島田

一徳
議員

▼市政全般について

Q 旧有明町にあるフラワー公園、物産館、またグラウンドの上の管理棟の管理を民間に委託したいとのことだが、公園管理の現状と問題点を明らかにしてほしい。

A フラワー公園は、花の植栽等を市で管理しており、物産館は、有明ふるさと開発振興協会に業務委託し運営している。物産館の近年の売り上げ減少、有明の森運動公園管理棟の活用、フラワー公園のさらなる充実、並びに物産館での商品の販売促進等が課題であり、これらの利用促進と利便性を図るため、一体での管理を期待している。

Q 民間委託、指定管理者制度への移行は、市民サービスにどういうことが役立つのか。

A 一体的に管理すれば、指定管理者の経営努力による施設の利用促進と利便性等の向上、あわせて財政経費の縮減が図られる。民間の能力とノウハウの活用により、市民及び来場者へのサービスの向上、ひいては地元産品のPR、販路拡大が見込まれるため、地域の活性化を期待している。

Q 母子家庭に限らず、父子家庭への児童扶養手当が八月から支給されることになったが、受給のための周知徹底は進んでいるのか。また、それぞれの対象世帯数は。

A 対象世帯数は、五月末現在で、母子家庭五百五十三世帯、父子家庭が百十世帯程度と見込んでいる。また、受給するには申請が必要であり、十分な周知が必要と考えているので、今後、申請時期や申請手続について、「広報しまばら」、ケーブルテレビ、FMしまばら等による周知、あわせて民生委員、児童委員にも制度の改正について説明を行い、周知を図っていきたい。

Q 生活保護受給申請と受付業務に問題点はないか。

A 相談があった場合、世帯状況を十分把握した上で、健康保険、年金及び雇用保険などの他法、他施策の活用や預貯金及び資産の活用などの助言を行うとともに、生活保護制度の仕組みを十分説明し、申請の意思を確認している。また、申請の意思が確認された方に対し速やかに申請書を交付するとともに、手続について助言し申請書を受理している。受理後、申請者宅の家庭訪問、稼働能力の有無、固定資産や課税状況の調査、預貯金調査、保険加入調査、扶養義務者への援助の照会、及び入通院している方は主治医と面会し病状調査をし、それらの調査結果により、可否を判定している。